

(別紙1) P166~167 表13-2の訂正

表13-2

区分	休暇の種類	期間
有給休暇	年次有給休暇	年次休暇の付与を参照
	選挙権その他公民権の行使	必要と認める日又は時間
	裁判員、証人等での官公署への出頭	必要と認める日又は時間
	感染症予防法による交通の制限又は遮断	その理由の発生している期間
	災害又は交通機関の事故による出勤困難	必要と認める期間
	災害による現住居の滅失又は損壊	7日以内
	業務又は事業の全部又は一部停止 (台風来襲時の事故発生防止措置を含む)	その理由の発生している期間
	検疫法による停留又は感染症予防法による協力要請により生じた出勤困難	必要と認める期間
	忌引き(親族が死亡した場合)	表13-3参照
	結婚に伴う行事等(挙式、旅行等)	連続する5暦日以内の期間
	夏季休暇(実質6月以上の継続任用となる者)	6月~10月の期間内で3日以内
無給休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が受ける母子保健法の規定による保健指導又は健康診査 ※ 2021年度に無給休暇から有給休暇に変更	次の回数を限度とし、その都度必要と認められる時間 妊娠満23週まで: 4週間に1回 妊娠満24~35週: 2週間に1回 妊娠満36週~出産: 1週間に1回 産後1年まで: 1回(医師等の指示があった場合を除く)
	妊娠中の女性職員の通勤に係る交通機関混雑(母体健康維持に重大な支障となる程度)回避 ※ 2021年度に無給休暇から有給休暇に変更	勤務時間の始め又は終わりにおいて、それぞれ1日につき1時間を超えない範囲で必要と認める者
	産前休暇(6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定)	出産日までの申請した期間
無給休暇	産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間(当人が希望し、医師による支障なしの判断で、6週間まで短縮可)
	生後1年未満の子の養育	1日2回、それぞれ30分以内
	小学校就学前の子(配偶者の子を含む)の看護、予防接種又は健康診断	5日(該当する子が複数人の場合10日)以内

区分	休 暇 の 種 類	期 間
	<p>職員又は配偶者の要介護状態（負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活困難）にある対象家族（次のいずれかに該当する者）に対する介護、通院等の付添い、介護サービスのための手続代行等</p> <p>【職員との同居に限らず対象となる家族】 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>【職員との同居に限り対象となる家族】 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子</p>	5日（要介護状態にある対象家族が複数人の場合10日）以内
無給休暇	<p>次の全ての条件を満たす職員の要介護状態にある対象家族の介護（介護休暇）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週3日以上勤務（週規定以外：年121日） ・知事が任命する職に引き続き1年以上在職 ・右記指定期間の初日から93日と6月を経過する日までに任期が満了し、かつ知事が任命する職に引き続き採用されないことが明らかでない者 	<p>当介護を要する者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日を超えない範囲内で任命権者が指定する期間（指定期間）内において、必要と認められる期間</p> <p>1日又は1時間単位（時間単位の場合、始業又は終業時刻と連続した4時間の範囲内の時間）で取得</p>
	<p>次の全ての条件を満たす職員の要介護状態にある対象家族の「1日の勤務時間の一部において行う介護」（介護時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週3日以上勤務（週規定以外：年121日） ・定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日が存在 ・同任命権者の職に引き続き1年以上在職 	<p>次の範囲内で任命権者が必要と認めた期間における同じく必要と認めた時間</p> <p>期間：連続する3年（指定期間を除く）の期間内</p> <p>時間：1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内</p> <p>介護時間の単位は30分</p>
	女性職員の生理日における勤務困難	必要と認める期間
	公務上の負傷又は疾病のための療養	必要と認める期間
	公務によらない負傷又は疾病のための療養	10日の範囲内で必要と認める日又は時間
	骨髄移植若しくは抹消血管細胞移植のための骨髄等提供希望者登録申出、又はこれら移植（配偶者、父母、子、兄弟姉妹を除く）に係る骨髄等提供申出、検査、入院等	必要と認める期間
	女性職員の「母子保健法による保健指導又は健康診査に基づく指導事項」の順守	必要と認める期間